

あなたの建物、
ずっと安全に使い続けるために



維持保全計画

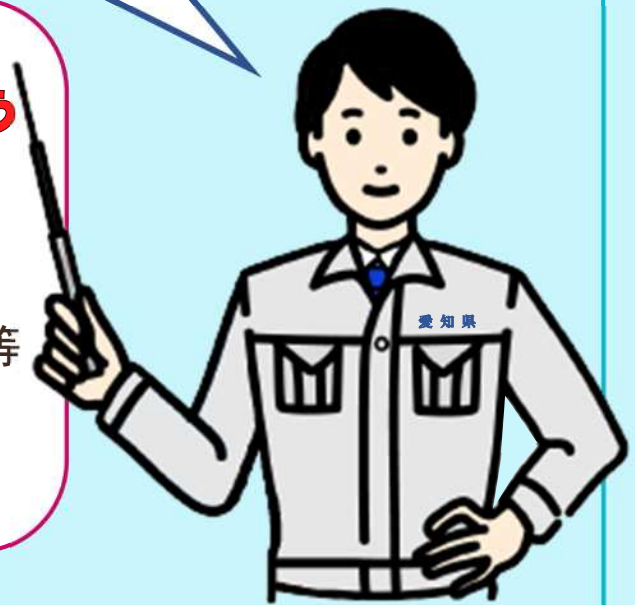
を作成しましょう!



建築物の所有者・管理者は建築物を、常に適法な状態に維持するよう努めなくてはなりません。

●これらの建築物は、 維持保全計画を作成しましょう

- ・ 劇場、映画館、公会堂、集会場 等
- ・ 共同住宅、病院、旅館、ホテル 等
- ・ 物品販売店舗、飲食店、公衆浴場 等
- ・ 倉庫
- ・ 自動車車庫、自動車修理工場 等



○維持保全計画とは

建築基準法第8条に基づき、国土交通大臣が定める維持保全の指針に従い、作成する建築物の維持保全に関する計画です。

建築物の所有者・管理者等は、これを作成し適切な維持管理に努めなくてはなりません。

注意

事故も発生しています。

令和3年4月、東京都八王子市内の木造共同住宅において、屋外階段が崩落し、居住者が死亡する事故が発生しました。このような事故を防止するためには、建築物の適切な維持管理が必要です。

建築物の維持管理について、詳しくは裏面をご覧ください。 →

維持管理・点検の方法

①所有者、管理者等による適切な維持管理

- ・日常的な点検
- ・専門家の点検を要する場合
(日常的な点検で著しい損傷等が見つかった場合)

②専門家による定期的な点検

- ・竣工から概ね1年以内に初期不良の点検、定期調査報告制度の頻度等も踏まえ、概ね3年以内毎に定期的な点検を受けてください。



維持保全計画の作成について

維持保全計画の様式の例については、公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）のホームページで公開されております。

また、維持保全計画の作成について、書籍「建築・設備維持保全計画の作り方」が出版されておりますので、ご参照ください。

公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）

ベルカ 維持保全 |



お問い合わせ先

愛知県建築局建築指導課建築物安全安心グループ

愛知県 維持保全 |



- 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市については、各市の公式Webサイトをご覧ください。